

軽自動車(四輪以上、三輪車等)の軽課について(平成 29 年度のみ)

排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課の税額が適用されます。

軽課税額の対象となるのは、平成 28 年度(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)に新車新規登録され、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。

軽課の税額が適用されるのは、平成 29 年度の 1 年限りで、平成 30 年度以降は標準税額になります

軽自動車(四輪以上、三輪車)

※ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに新規登録された車両

区 分		標準税額	標準税額の概ね 75 % 軽 減 (ア)	標準税額の概ね 50 % 軽 減 (イ)	標準税額の概ね 25 % 軽 減 (ウ)
軽 四 輪	乗用・自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	乗用・営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物・自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
	貨物・営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円
三輪車		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

(ア) 電気軽自動車、天然ガス軽自動車(平成 21 年度排出ガス規制に適合し、かつ平成 21 年度排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両)

(イ) 乗 用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準 +20%達成車両

貨物用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準 +35%達成車両

(ウ) 乗 用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 32 年度燃費基準 達成車両

貨物用:平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成(★★★★)かつ平成 27 年度燃費基準 +15%達成車両

※(イ)、(ウ)については、内燃機関の燃料が揮発油(ガソリン)の軽自動車に限ります。

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。